

斑鳩町ホームページバナー広告掲載取扱基準

(趣旨)

第1条 この基準は、斑鳩町公共物等有料広告掲載取扱要綱（以下「要綱」という。）

第10条の規定に基づき、町が作成する斑鳩町ホームページへの広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の位置)

第2条 広告を掲載する位置は、斑鳩町ホームページのトップページで町が指定した位置とする。

2 町長は、各広告の場所、広告順序等について定めるものとする。

(広告の規格及び掲載料)

第3条 広告の規格及び掲載料は、別表のとおりとする。

(広告掲載希望者の募集方法)

第4条 広告掲載希望者は、原則として町広報紙又は町ホームページ等により公募するものとする。

(掲載期間)

第5条 広告の掲載期間は、月の1日から末日までを単位とする。ただし、掲載開始日及び掲載終了日が斑鳩町の休日を定める条例（平成元年12月斑鳩町条例第38号）第1条第1項に規定する日（以下「休日」という。）にあたる時は、この限りでない。

2 連続して掲載することができる期間は、1年を限度とする。ただし、広告掲載枠に余裕がある場合は、この限りでない。

(広告掲載の申込み方法)

第6条 広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、広告の掲載を希望する月の前々月の末日までに、掲載しようとする広告のデザイン及びリンク先のホ

ホームページのアドレスを添付して町長に申込みをしなければならない。ただし、その日が休日に当たるときは、その日の翌日（その日が休日に当たるときは、この日以外の日順次に繰り下げた日）までとする。

2 申込者は、2以上の会計年度にわたり広告掲載の申込みをする場合は、年度ごとに申込みをしなければならない。

（広告掲載の決定）

第7条 町長は、掲載することが適当と認められる広告の申込みの件数が、当該広告枠数を超えた場合は、抽選によりこれを決定する。

2 広告掲載が決定した申込者（以下「広告主」という。）は、町長が指定する期日までに、掲載しようとする広告原稿を電子媒体により提出するものとする。

（広告掲載料の納付）

第8条 広告主は、別に指定する期日までに広告掲載料を納付しなければならない。

（広告掲載の取消し）

第9条 町長は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、広告掲載を行わず、又は既に掲載している広告について、広告掲載を取り消すことができる。

（1）町長が指定する期日までに広告原稿を提出しなかったとき又は広告掲載料を納入しなかったとき。

（2）広告の内容、デザイン及びリンク先のホームページの内容が、要綱第3条第2項の規定に該当したとき。

（3）前各号に掲げるもののほか、広告を掲載することが適当でないとする事由が生じたとき。

（広告掲載料の還付）

第10条 既に納付された広告掲載料は還付しない。ただし、町長が相当の理由があると認めるときは、その全額又は一部を還付することができる。

（委任）

第11条 この基準に定めるもののほか、斑鳩町ホームページへの広告掲載に関し必要な事項は、町長が別に定める。

付 則

この基準は、令和2年2月1日から施行する。

付 則

この基準は、令和4年3月1日から施行する。

別表（第3条関係）

広告の様式	バナー広告（ホームページ上に表示される帯状又はのぼり状の広告をいう。）
サイズ（1枠）	縦80ピクセル×横210ピクセル
データ容量・形式	20キロバイト以下 G I F（アニメーション不可）、J P E G、P N G のいずれかの形式
掲載枠	最大10枠
広告掲載料	1ヶ月 5,000円（消費税別） ただし、12ヶ月一括申込みの場合は、 54,000円（消費税別）とする。

（備考）・広告のデザイン及び内容などは、斑鳩町ホームページのイメージを損なうことのないよう努めること。